

## 南島原市市民意見募集（パブリック・コメント）手続要綱

平成 18 年 11 月 1 日

告示第 221 号

### （目的）

第 1 条 この告示は、市が基本的な施策の情報を積極的に提供することにより、市の市民等への説明責任を果たすとともに、市民等の市政への参画を促進し、公正で透明な一層開かれた市政の推進を図るために実施する市民意見募集（以下「パブリック・コメント」という。）手続に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント手続 市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考え方を公表するとともに、提出された意見等を参考にして意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 市内に存する学校に在学する者
  - オ パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### （対象）

第 3 条 実施機関は、次に掲げる事項を実施する場合は、パブリック・コメント手続を実施するものとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
  - ア 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例
  - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
  - ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例
- (2) 総合計画等市の基本的政策を定める計画及び指針の策定又は改定
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

### （適用除外）

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメント手続を実施しないことができる。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの
- (2) 内容が軽微なもの

- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するもの
- (5) 金銭の徴収に関するもの
- (6) 法令等の規定に基づき広く市民等の意見を聴く手続が定められているもの

### (政策等の案の公表等)

- 第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。
- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
  - (2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
  - (3) 市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料
- 3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、配付、市広報紙及び市ホームページへの掲載等により行うものとする。
- 4 実施機関は、第2項各号に掲げる資料に対して、市民等から資料の追加を求められた場合において必要と認めるときは、速やかに当該資料を補正し、又は追加資料を作成するものとする。
- 5 実施機関は、第1項の規定により政策等の案を公表するに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を市広報紙及び市ホームページに掲載して、当該パブリック・コメント手続を予告するものとする。
- (1) 政策等の案の名称
  - (2) 政策等の案に対する意見の提出方法及び提出期間
  - (3) 政策等の案の入手方法

### (意見等の募集)

- 第6条 実施機関は、前条の規定による政策等の案の公表を行ったときは、30日以上の期間を設けて、市民等から意見等を募集しなければならない。ただし、30日の期間を設けることができない特別の事情があるときは、30日未満の期間を設けることができる。

### (意見等の提出)

- 第7条 意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
  - (2) 郵便
  - (3) ファクシミリ
  - (4) 電子メール
  - (5) その他実施機関が認める方法
- 2 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地及び名称)を明らかにしなければならない。

#### (意思決定に当たっての意見等の考慮)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の意志決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、南島原市情報公開条例（平成18年南島原市条例第10号）第7条に規定する不開示情報に該当するものは除く。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 政策等の案を修正したときは、その修正内容

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

#### (意思決定過程の特例)

第9条 実施機関は、市の附属機関等が第5条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等の策定を行うときは、パブリック・コメント手続を行わないで政策等の策定の意志決定をすることができる。

#### (委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、平成19年1月1日以降に意思決定を行う事項について適用する。